

平成29年度国立大学法人三重大学

# 年度計画



平成29年3月

# 平成29年度 国立大学法人三重大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### (① 教育の成果)

1 体系的なプログラムとしての学士課程教育を展開するために、再定義されたミッションと3つの方針（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）の整合性・一貫性を再点検するとともに、ナンバリング（授業科目に番号・分類を付与することで、学修の段階や順序を分かりやすく表示したもの）に基づき修学の順序性や方向性を明示するカリキュラム・マップを策定し公開する。【1】

- 体系的な学位プログラムとして教育課程を明示するため、本学で再定義されたミッション及び育成すべき人材像と3ポリシー（AP・CP・DP）の整合性を検討し、修正する。さらに、体系的な順序性の観点から、学位プログラム別にDPと各開講科目との対応関係について点検する。【1】

2 学生の自律的・能動的な修学を支えるために、三重大学Moodle（eラーニングシステム・授業のためのグループウェア・コミュニティツール）の全学的な展開を推進するとともに、修学達成度可視化システム及び三重大学eポートフォリオ・システム（電子化された学習成果物や学習履歴データ等を記録するシステム）を連動させ、修学PDCAサイクルとしての機能を強化する。【2】

- 三重大学Moodle、eポートフォリオ、及び修学達成度可視化システムを有機的に連動させることを検討する全学のWGを立ち上げ、検討を開始する。特にアクティブラーニングに有効なMoodleの利用率を前年度より5%UPさせる。【2】

3 本学教育目標である「4つの力」の修学達成度を多面的（質的・量的）に検証するため、さらには、教育課程の出口における教育の成果（アウトカム）を具体化し保証するために、「授業アンケート/学びの振り返りシート」による評価に加え、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法）を明確にするとともに、パフォーマンス評価を導入し、「4つの力」のルーブリック（成績評価基準）を策定するなど、知識やスキルの総合的な活用力を評価する方法を開発・改善する。【3】

- 修学の成果を多面的に評価・検証するため、調査方法等の改善を行い、「授業アンケート/学びの振り返りシート」、「教育満足度調査」、「修学達成度調査」の3つの調査の実施率を前年度と比較してさらに高める。【3】
- アセスメントポリシーの策定に向けた検討を開始するとともに、パフォーマンス評価の全学的な導入に向けて、初年次教育段階でのルーブリックのプロトタイプ版をレポート（調べ学習用・研究論文用）、プレゼンテーションなどの学修のアウトプットの型別に作成し、学内ホームページに掲載する。【4】

(2) 学士課程・大学院課程カリキュラム

1 自律的・能動的修学力を高め、「4つの力」を育成するために、教養教育では、「読む・書く・話す・聞く」活動を有機的に関連づけようとするスタートアップ・セミナー及び教養ワークショップなどのアクティブ・ラーニング・プログラムを推進し、その成果を地域社会に向けて発信する。また、世界的な視野や多様な個別文化に対する洞察力を育成するために、学部学生全体の英語力を増進させるとともに国際理解などの科目群を充実させる。【4】

- ・ 教養教育機構アクティブ・ラーニング推進室において、スタートアップ・セミナー、教養ワークショップの授業を検討、運営、支援、推進する。また、それらの成果をHPや市民開放授業等を通じて地域社会に向けて発信する。【5】
- ・ より強力に英語の授業改善を押し進めるため、教養教育機構に「外国語教育推進室」を設置する。授業内容及び評価方法を見直すことにより、さらに効果的な授業を実施し、成果をTOEIC I Pテストで検証する。【6】
- ・ 国際理解のための科目を増加させる。【7】

2 地域（三重県）という具体的なフィールドに即した思考力や問題発見・解決能力を育成するために、三重県の再発見につながる科目や防災・減災についての理解を深める科目など、教養教育における地域理解科目群の内容を拡充する。また、専門教育においても、地域の課題やニーズを反映した体系的な専門カリキュラムを構築するとともに、その成果について継続的に評価・検証する。【5】

- ・ 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）を推進するため、地域理解・日本理解領域に三重県の歴史や文化、産業を内容とする授業を新たに複数開設するなど地域に関する科目を拡充する。【8】
- ・ 三重大学におけるキャリア教育の位置づけやあり方を再検討するとともに、基礎的理解と現場体験を有機的に繋ぐインターンシップについて、全学での拡充に向けて、学内外の関係者との意見交換を通して認識の共有化を図る。【9】

3 地域に貢献する大学としての使命を果たすため、全学的協働体制のもと「地域志向科目群」「地域実践交流科目群」「地域イノベーション学科目群」という3つのステージで構成する「三重創生ファンタジスタ」の資格を認定する副専攻制度を立ち上げ、三重のイノベーションを推進する人材を育成する。【6】

- ・ 「三重創生ファンタジスタ」資格認定副専攻コースにおける「地域志向科目群」、「地域実践交流科目群」、「地域イノベーション学科目群」の授業科目を充実させるため、新たに三重を知るための科目や3つの分野（食と観光、次世代産業、医療・健康・福祉）に関わるPBL型の授業を開設する。【10】

4 地域に貢献できるとともに国際的にも活躍できる高度な専門職業人として必要な専門的知識、技能、教養を涵養するために、全研究科共通の教養科目を創設するなど大学院課程横断的なカリキュラムの構築と展開を加速させる。また、本学が設定したナンバリングやシラバスについて、提携する海外の大学との比較や分析を行うなどカリキュラムの国際通用性を検証する。【7】

- ・ 既設の授業科目ナンバリングについて、提携する海外の大学との比較や分析を進めることなどを通して、教育課程の体系的な国際通用性等についての検討を進める。【11】

- ・ T A研修や研究倫理教育のあり方や進め方の検討を通じて、大学院における課程横断的な開放科目や後期教養科目の設定に向けて、地域人材教育開発機構において課題や方向性を取りまとめる。

【12】

5 本学の強みや特色を活かした高等教育改革を推進するために、複数の研究科の連携のもとに大学政策・経営論、大学カリキュラム開発論等、高等教育の実践的研究者を養成する課程やコースを創設する。【8】

- ・ 高等教育の実践的研究者を養成する課程・コースやフューチャーファカルティプログラム（将来の大学教員及び研究者になるための大学院生向け授業科目）などの創設に向け、複数の研究科の教員をメンバーに含めたWGを設置する。【13】

### ③ 教育指導方法

1 学生の自律的・能動的な学修を促進するために、教養教育及び専門教育を通じて、PBLセミナーの開設数を平成27年度比2倍以上にするなど、アクティブ・ラーニング型の授業を拡充する。また、専門教育においても英語eラーニングシステム等の主体的修学をサポートするプログラムの活用を促進する。【9】

- ・ PBLセミナーの拡充に向けて、地域課題の発見と探求に特化したプログラム構成にするなど、PBLセミナーとしての学修活動の展開のしかたや指導のあり方についてのプロジェクトを立ち上げる。【14】
- ・ 学生の自律的・能動的な学修を引き出すアクティブラーニング型の授業の導入を促進するため、機構の3部門（アクティブラーニング・教育開発部門、教学IR・教育評価開発部門、eラーニング・教材開発部門）を核として、Moodleを活かした反転授業を行っている学内の先行事例を取り上げ、成果と課題を確認した上で、FDセミナー等を開催し、全学でのノウハウの共有を行う。【15】

2 授業の事前・事後学修を含む学びの振り返りを習慣化させるために、科目の到達目標、事前・事後の学修内容、成績評価の基準等が明示され、学修の工程表として機能するシラバスに改善するとともに、「三重大学初年次教育テキスト」を作成し、教養教育の質を保証する。また、三重大学Moodle及び三重大学eポートフォリオの活用を促進するとともに、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）やTOEICスコアと連動する仕組みを導入し、学生が常に自己の学修状況を把握できるようにする。【10】

- ・ 学修の工程表としてシラバスを機能させるため、シラバスに事前・事後学修を記載する。さらに、学生の利用率の向上を図るため、ウェブシラバス検討部会での分析を踏まえて、ウェブシラバスと三重大学Moodle、eポートフォリオ、修学達成度可視化システムとの連動について、教育会議で検討する。【16】
- ・ 初年次教育の質の保証を図るため、スタートアップ・セミナーや教養ワークショップのテキスト、レポート作成のハンドブック等を一体化した「三重大学初年次教育テキスト」の作成に向けて、内容構成等を検討し、案を取りまとめる。【17】

3 全学部・学科の専門教育の修学の質を保証するために、教育内容や教育方法をテーマとするFDを全学的に実施するとともに、ナンバリングを活用した学部・大学院横断的な授業の方法や形態を具体化する。また、各学部等の実態に即したCAP制（履修単位の上限を設定する制度）導入等、修学の質と量を確保するための体制を確立する。【11】

- ・ 教養教育及び専門教育の学修の質の向上を図るため、教育内容や教育方法に関する全学FDを実施する。【18】
- ・ 学修の質の確保のため、履修単位の過剰登録を防ぐための上限を設定するCAP制度について、学部ごとに各学期の学生の履修単位数の実態を把握するとともに、学部間の調整を図りながら全学としてのあり方について検討する。【19】

4 教育者や社会人として期待される能力と資質を涵養するために、SA（スチューデント・アシスタント）制度、TA（ティーチング・アシスタント）制度、RA（リサーチ・アシスタント）制度の拡充を図るとともに成果を検証し、職務を差別化するなど職務や資格に対する責任を明確にした採用方法や活動の展開の仕方を改善する。また、授業を構成する当事者として修学の責任や自覚を高めるために、授業の評価や改善の営みに学生も参画する学生モニター制度を立ち上げ、授業評価や授業の質の保証に生かす。【12】

- ・ 教育者や社会人としてのキャリアの形成・育成という観点から、平成28年度に実施した検討の成果と課題を踏まえ、SA、TAの研修・ガイダンスのあり方やハンドブック案、及びRAに関するガイドラインを取りまとめる。【20】
- ・ 意欲的な学修の促進と質の高い授業の展開に向けて、学生を授業評価のモニターとして位置づける学生モニター制度の意義や役割、体制等について、地域人材教育開発機構において原案を作成する。【21】

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### ① 教育実施体制)

1 体系的な学士課程教育及び大学院課程教育を推進するために、教育会議に教学IRを担当する組織を位置づけ、多面的に教学情報を収集・分析し、学部・大学院の教育改善に向けてフィードバックする。【13】

- ・ 教育内容及びカリキュラムの改善に資するため、地域人材育成推進会議と教育会議さらに地域人材教育開発機構の一体的運営を強化し、授業計画や授業評価等の教学IR情報を多面的な視点から検証し、各学部・大学院に結果をフィードバックする。【22】

2 学士課程教育及び大学院課程教育における先導的な教育実践とその評価方法を開発するために、専任の教職員を配置するなど高等教育創造開発センターの組織を強化するとともに、その機能を教育実践及びその評価方法の開発に再編・特化し、全学的な展開を推進する。【14】

- ・ 学士課程及び大学院課程教育の質保証のため、地域人材教育開発機構の体制を整備し、ファシリテイト機能、サポート機能を強化する。【23】

3 本学の教育目標の達成に向けて、教育実践の質を高めるために、三重大学教育G Pの充実や教育実践の交流を推進するとともに、教員の教育力の向上に向けた制度や研修のあり方を開発し具体化する。さらには、その結果を検証することで機能を強化する。【15】

- ・ 教員の教育力の向上を図るため、学内教育G Pと全学F Dのテーマを連動させる。さらに、教員相互の教育実践の交流促進のため、交流する仕組みを構築する。【24】

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

#### (① 学生支援)

1 学生生活全般に関わる支援を強化するために、経済的困窮度の高い学生に対する授業料免除及び徴収猶予取扱規程の見直し、学生寄宿舎の整備等、就学支援体制を充実させる。また、障がい学生支援室、学生なんでも相談室等の機能を強化するとともに、留学生政策の基本方針である学生の海外留学及び留学生の受入れに関する取組を推進し、各部局等と連携しながら、留学生、障がい学生を含めた学生の生活（修学）支援を拡充する。【16】

- ・ 就学困難者の経済的支援を拡充するため、授業料免除制度及び学生寮の入寮制度の見直し・点検を行う。【25】
- ・ 障がい学生支援体制を拡充させるために、「障がい学生支援室」では対応要領や具体的配慮事項に基づいて、各部局と連携しながら支援を進めるとともに、支援事例の蓄積を行い支援マニュアルの作成を行う。さらに、教職員に対する理解啓発活動の実施や、学生相互の活動を活発化させるための支援を充実させる。「学生なんでも相談室」の機能を強化するために、来談者の傾向（学年、来談時期、来談主訴など相談者の傾向）について分析する。【26】
- ・ 学生の海外留学支援を推進するため、前年度に引き続き「交換留学説明会」等を開催する。また、実施した留学生の支援内容に関するアンケートの集計結果を基に課題等を整理し、学生サービス、就職支援、国際交流の連携による支援体制を構築する。【27】

2 学生の就職・採用活動の支援のために、就職情報の提供、就職活動やインターンシップに関する支援を拡充し、キャリア教育との連携を図りながら、きめ細やかな就職支援を推進する。特に、人口流出超過状況となっている三重県において、若年層の県外への流出を防ぐため、地域課題に関する授業の展開や地域の自治体及び企業等との各種連携活動を通じて、学部学生の地元企業への就職率を平成26年度実績と比較し、10%増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）【17】

- ・ 学部学生の地元企業への就職率を向上させるため、三重県等と連携してきめ細やかな就職支援体制をとる。これまでの就職ガイダンスの見直しを行うとともに、三重県や県内商工会議所等の就職イベントに学生を参加させ三重県内の企業の魅力を学生に発信する。また、インターンシップ研修会において、地域の企業団体等と連携して三重県内企業の魅力を学生に発信する。【28】

3 三重県下に質の高い教員を輩出するために、教員及び教育学部附属教職支援センターの連携による細やかな個別指導等の強化や新たな教育課題に対応したカリキュラムの見直し等を行うことにより、三重県における小学校教員採用占有率を35%にするとともに、教育学部教員養成課程の教員就職率を80%（大学院進学者等を除く）に増加する。また、第3期中期目標期間中に、学校を取り巻く状況や社会情勢、及び国の施策に対応して、教員養成課程の入学定員数の適正規模について検証し、見直す。（戦略性が高く意欲的な計画）【18】

- ・ 教員就職志望率を上げるため、学修サポート委員会が中心となって「学びのあしあとの会」の内容の改善策を実施する。【29】
- ・ 教員就職率を上げていくために、教職支援センターの教員養成支援部門が中心となって、学校現場経験を積むことができる「教育ボランティア制度」への参加指導を行い、入学ガイダンス時および「学びのあしあとの会」等でも周知を行う。【30】
- ・ 特別委員会を立ち上げて、学部授業の履修者数の最適化のため、カリキュラムの見直しを開始する。【31】

4 本学が実施している「ピア・サポート制度」の充実と活性化を推進するために、学生が各種教育プログラムの支援に当たりながら学生同士のネットワークの構築を推進し、毎年40名以上のピアサポーターを輩出する。また、クラブ・サークル・学生委員会・ボランティア活動等の課外活動を活性化するため、国の財政措置の状況を踏まえ、情報の提供、施設・設備の拡充など支援を強化する。【19】

- ・ ピアサポーターを40名以上輩出するために、ピアサポーターが関与する学生支援活動やキャリア教育科目の成果に関する情報発信を強化する。【32】
- ・ クラブ・サークル等の課外活動を活性化するため、課外活動施設の使用状況について情報を提供する。【33】
- ・ 課外活動の活性化が図られるよう、国の財政措置の状況を踏まえ、施設・設備の充実などにより支援を強化する。【34】

#### （4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

##### ① 入学者選抜

1 本学のアドミッション・ポリシーに基づく多面的で総合的な評価と判定のための入学者選抜方法の改善に取り組むため、アドミッション・センターを立ち上げる。また、入試フォローアップシステムを活用し、多面的に入学者選抜試験の評価や入学者の追跡調査を実施するなど継続的に入学者選抜方法を分析・検証する。【20】

- ・ アドミッション・センターにおいて、大学入試改革の動向を踏まえた多面的・総合的な評価に基づく入学者選抜方法、及び地域枠や能力枠入試の導入について案を取りまとめる。【35】

2 本学の教育・研究資源を高校教育に役立てるため、引き続き高大連携事業（東紀州講座、出前授業、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）・SGH（スーパーグローバルハイスクール）支援、サマーセミナー、大学授業の高校生への開放など）に重点的に取り組むとともに、成果を検証し、南北に長い県の中心に位置する本学と南部・北部地域との双方向の交流手段として遠隔テレビ会議システム等を活かしながら、三重県内の高校生に対し、本学の教育・研究内容について理解が得られるような内容や方法の改善と開発を進める。【21】

- ・ 本学の教育・研究資源を高校教育に役立てるため、サマーセミナーやSSH、SGHへの支援、各高校への教員派遣等を行う高大連携事業について充実させる。具体的には開設講座数の増加や高校生・高校教員と大学教員との交流数の増加を図るなど、取組を拡充するとともに個々の事業の成果を検証する。【36】
- ・ 本学の教育・研究・社会貢献の実態について高校生の理解を深めるとともに、本学の研究と教育に触れさせ、高校生の学問や研究への興味と意欲を喚起するスクーリング等の高大接続事業のあり方や進め方をアドミッションセンターの高大接続部門を中心として検討する。また、県下4高校に設置してあるテレビ会議システムの利用を促進し、高校側におけるニーズの解決や大学側からの入試広報等に活用する。【37】

3 本学の教育・研究・社会貢献の実態について、高校生や社会からの理解を深めるために、「大学案内」などの内容や活用方法を改善するとともに、ホームページを活用して、教養教育や専門教育の授業のダイジェストや入学前の補習的内容（リメディアル）を動画配信する。また、オープンキャンパスや大学見学（保護者・生徒）などの入試広報活動に、キャリア・ピアサポーター（学内資格取得者）、大学院生等を活用し、大学生と高校生の交流する機会を提供することや、学生の意見や発想を取り入れた広報活動を拡充するなど、大学の強みや特色、学部や大学院の教育と研究について多角的に情報発信する。【22】

- ・ 大学の強みや特色、学部や大学院の教育と研究について、HP等を活用した多角的な情報発信を検討し、大学生と高校生が交流する機会の提供等新しい入試広報活動計画を策定する。【38】

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### (①) 研究水準及び研究の成果)

1 三重大大学の特色であるバイオサイエンス、次世代エネルギー（電池、持続可能エネルギーなど）、ナノテクノロジー、食品等の研究分野を発展させるために、新たなリサーチセンターの制度を構築し、外部調査機関による客観的評価を踏まえ、第2期終了時に比べ、特色ある研究成果が出るリサーチセンターの研究者数を増加させる。【23】

- ・ 大学の特色となる研究分野の発展に向けて、新たな「卓越型リサーチセンター」の認定に取り組むとともに、認定後のセンターに対して組織的な支援を行う。【39】

2 若手研究者（39歳以下（科研費の若手研究と同じ））による研究と異分野（複数の学部・研究科、学科）の連携研究及び国際共同研究を強化するために、研究支援方法を見直し、特に若手研究者の支援件数を、第2期の平均に比べ、第3期の平均で10%増加させる。【24】



- ・ 研究者による異分野間での連携研究や国際共同研究を推進するため、新たな支援策を検討するほか、若手研究者を対象とする支援件数を第2期平均に比べて10%増加させる。【40】

## (2) 研究成果の教育への反映及び社会への還元

- 1 研究成果を学生教育に反映させるために、共同研究、受託研究に学生を参画させ、学生が主担当者となった研究を実施し、学生が連名となる学会発表、国際会議での発表に積極的に取り組む。【25】

- ・ 国際性の涵養を目指した大学院生対象の若手研究者海外研修支援事業について、30件以上の支援件数を実施するほか、全学の大学院生や学部学生の共同研究・受託研究への参加状況等を把握する。【41】

- 2 産学官連携活動等を推進するために、研究成果を社会に公表（セミナー、講演会等）するとともに、三重県内4地域にサテライト（地域拠点）を設置し、共同研究、受託研究による商品・システム開発や自治体の政策立案を行う。特に中小企業との共同研究については、平成25年度の100件を、平成33年度までに国内最高レベルの200件へと倍増させる。（戦略性が高く意欲的な計画）【26】

- ・ 産学官連携を通じた社会に対する研究成果の還元と中小企業との共同研究の増加に向けて、伊勢志摩サテライトを設置するとともに、伊賀及び東紀州地域のサテライトを活用した講演会等の実施のほか、商品開発、自治体等に対する政策立案に取り組む。【42】

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

### (1) 戦略的研究推進体制

- 1 三重大学の特色となる戦略的な研究を育成するため、これまでに産学官連携コーディネーターや知的財産担当教員等を整備しており、それらをより効率的に機能させる研究支援専門職制度（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレータ（URA）のような制度）を整備する。【27】

- ・ 本学の特色ある研究の推進に向けて、研究支援専門職員（URA担当教員）の活動体制を整備する。また、産学官連携コーディネーター等の研究支援スタッフを活用した、効率的な活動実績の把握体制構築に取り組む。【43】

### (2) 研究の水準及び質の維持・向上のための体制

- 1 研究の水準及び質の維持・向上のため、科研費の研究計画調書についてアドバイスを行う研究費申請書作成支援制度、研究発表に必要な経費を支援する研究論文発表支援制度、科研費に採択されなかった研究者の、次の科研費獲得につながる研究を支援する研究支援制度の更なる改善や、大型研究機器の共同利用を進めており、これらを着実に実施することにより、特に科研費の申請率を80%にする。【28】

- ・ 科研費申請率及び採択率の向上に向けて、科研費等説明会やアドバイザー制度等を継続するほか、大学が保有する研究設備の有効活用策を検討し、実施する。【44】

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

#### (① 知の拠点)

1 地（知）の拠点大学による地方創生事業を推進し、三重県の活性化に寄与するため、三重県内4地域にサテライト（地域拠点）を設置し、「三重大学地域戦略センター」を「地域人材育成のハブ」として強化することにより、本学による地域に必要な人材（地域づくり人材、航空宇宙産業を支える人材、プロジェクト・マネジメント（PM）ができる研究開発人材等）の育成機能を補完するとともに、地域企業、地域行政で働く人材に対する教育機能も強化し、次の経営者候補人材、次の行政幹部候補人材の育成を行う。【29】

- ・ 三重県地域の産業界や行政機関で活躍する人材の育成に向けて、三重大学地域戦略センターとサテライトを中核とした、地域産業等の特性を踏まえた人材育成に取り組む。【45】

2 教育・研究の成果および知的情報を地域へ提供するため、三重大学博学連携推進室と三重県総合博物館や県内の他の博物館等と連携した教育・研究を実施するとともに、附属図書館が所蔵する学術資料や和古書等を地域社会が活用できるよう、現行システムの更新を含めたデータベース等の整備を行うほか、附属図書館、環境・情報科学館、その他学内施設の有効活用を行う。【30】

- ・ 博学連携推進室において、県内の博物館等と連携して地域の文化資源に関する調査・研究・展示計画等の活動に参画する。【46】
- ・ 和古書等の整理や目録データ登録を進め、貴重資料等の管理・運用体制を整備する。また、データ公開や所蔵資料の展示会等を実施して来館利用を促進する。【47】

3 防災・減災活動を通じた地域の自治体、企業、市民等への貢献活動をさらに充実するため、三重県と共同で設立した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」の機能を活用し、防災に関する人材の育成・活用、情報収集・啓発、地域・企業支援、および研究成果の社会実装を行う基盤を整備するとともに、社会の情勢に対応してPDC Aサイクルを回し、基盤を持続可能な形にするほか、得られた成果を全国に発信する。【31】

- ・ 防災に関する人材の育成・活用、情報収集・啓発、地域・企業支援、および研究成果の社会実装に取り組み、点検・評価・改善を行う。【48】

4 社会生活や職業に役立つ情報を提供するために、公開講座や市民開放授業、教員免許状更新講習など、個々の事業の実態や成果を検証するとともに、地域住民が参画できる教育活動を拡充する。【32】

- ・ 公開講座や市民開放授業の開設科目の種類や開設数を増やすなど地域住民の学び直しの機会を拡充させる。また、教員免許状更新講習について、平成30年度における受講者増への対応策をまとめる。【49】

5 地（知）の拠点としての基盤や機能を強化するために、三重県と三重県内高等教育機関で創設に向けて進んでいる「高等教育コンソーシアムみえ（仮称）」の組織基盤の形成及び教育・研究や大学生支援のための各種連携事業において、県内唯一の国立・総合大学としての役割を果たすとともに、地（知）の拠点として地域に貢献するために、本学の授業開放等を推進する組織体制や仕組みを改善し、生涯学習としての学び直しの機会を創出する。【33】

- ・ 県内唯一の総合大学としてリーダーシップを発揮するために、三重県と三重県内高等教育機関が参加する「高等教育コンソーシアムみえ」の運営体制の基盤づくりや大学を支援するための各種連携事業を推進する。【50】

6 地域連携機能を強化するため、新たに15の自治体を含め、三重県内の全ての自治体（29市町）と協定を締結し、各市町において実施するプロジェクト数を86件に増加する。【34】

- ・ 三重県内自治体との間で、各市町が抱える課題とその対応策を調整し、課題解決に向けたプロジェクトを実施する。【51】

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### （1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

###### ① 大学と地域のグローバル化推進)

1 世界で活躍できるグローバル人材を育成するために、在学中に海外留学や国際会議などで海外へ派遣するための海外渡航支援制度や、ダブルディグリープログラムをはじめとしたアジアを中心とする海外からの留学生受入れプログラムを見直し、海外渡航学生数については入学定員の20%とし、受入留学生数については第2期の平均に比べ10%増加させる。（戦略性が高く意欲的な計画）【35】

- ・ 再構築中のコンセクティブディグリー（接続学位制度）について、研究科等へ説明を行い、平成30年度からの受入学生確保に向けた取組を行う。【52】
- ・ 海外留学の意義や、留学制度、海外での学生生活などを広く周知し、留学へのハードルを下げ、海外渡航学生数を増加させるために、留学に関わる教職員や、海外留学を経験した学生を交えた「留学説明会」を継続して開催する。また、各部局等で実施する海外派遣プログラムについて、随時募集の導入を検討するなど、参加学生の増加に向けた募集方法等の見直しを行う。【53】

2 国際教育・国際共同研究を充実させるため、英語による論文作成や研究発表のための教育プログラムを実施し、国際シンポジウム・セミナーなどを継続して開催することにより、在学中に英語による論文作成や研究発表などを経験した学生数を入学定員の30%まで増加させる。【36】

- ・ 本学において、第24回3大学ジョイントセミナー&シンポジウムを開催するとともに、国内（学内含む）及び海外で開催される英語による国際シンポジウム・セミナーなどの情報を収集し、積極的な参加を推奨するため学内に広く周知する。【54】

3 国際的に評価される優れた研究成果を創出するため、また、学内や地域で国際講演会、国際シンポジウムを開催し、地域のグローバル化を推進するため、海外からの研究者招へい制度を構築し海外からの研究者の受入人数を第2期の平均に比べ5%増加させる。【37】

- ・ 学内において「外国人教員短期招へいプログラム」の積極的な活用を推進し、海外からの研究者の受入人数を第2期の平均に比べ1%増加させるために、プログラムへの応募方法について現行の「複数機会募集」をさらに拡充し「随時応募」を実施する。【55】

## (2) 海外大学との交流の実質化)

1 地域社会からの要望の強い国・地域にある海外の大学との戦略的なパートナーシップを構築するため、国際戦略本部会議を中心に、国際的な教育・研究活動、国際交流事業、附属病院での国際的医療活動などに対して明確な意思を持った方針・戦略を策定する。【38】

- ・ 戦略的なパートナーシップを構築するため、国際戦略本部会議において、協定校との交流状況や、当該協定校の活動実績などの調査を行うとともに、協定校との活動実質の調査に向けた、調査内容のデータ収集を行い、分析手法及び方向性等について検討する。【56】

## (3) グローバル化に向けての地域社会と大学との協働)

1 地域の国際化を支援するため、三重県下の自治体、企業、地域社会などとの協力を強化し、産業界が必要とする人材や情報などについて、ホームページやデータベース機能などによりデータの共有化を推進するとともに、地域社会と大学の共通した課題に必要な人材育成などの協働を効果的に行える制度を構築する。【39】

- ・ 地域の国際化を支援するための基礎データを得るため、三重県下の自治体、企業、地域社会などと協力し、地域のニーズ調査を継続して行う。【57】

## (2) 学術情報基盤に関する目標を達成するための措置

### (1) 学術情報基盤)

1 学生及び教職員の教育研究活動等を支援する学術情報基盤に必要な安全なサイバー空間を確保するため、大規模災害時のネットワーク基盤や機器管理にかかる組織的運営を強化するほか、クラウド化の推進や研修等による各種情報漏洩対策及びセキュリティ対策を行うとともに、情報セキュリティに係わる監査システムの導入を行い、年1回の情報セキュリティ監査を実施する。【40】

- ・ キャンパスネットワークとインターネット等の高速化および安定化を図るためにネットワークスイッチの更新およびモバイルLANアクセスポイントの増強を順次進める。【58】
- ・ 定期的にサーバ監査を実施することにより学内公開サーバの運用状況を把握し、セキュリティレベルを向上させる。また情報セキュリティ意識を高めるための講習会・訓練等を行う。【59】
- ・ 情報漏洩の原因となるUSBメモリの利用機会低減と、重要データの常時バックアップのため、前年度に引き続き office365 及び「ownCloud サービス」の利用拡大と、それに向けたクラウドの増強を進める。【60】

2 学生の学習環境を高度化するため、情報リテラシー教育による学修教育活動への発展的関与の計画を策定する。また、電子書籍やICTを用いた新たな教育方法を導入するほか、電子ジャーナル・データベース等の学術情報基盤に加え、機関リポジトリなどに研究成果を蓄積・発信する機能を強化する。【41】

- ・ 情報リテラシー教育による学修教育活動への発展的関与の計画を策定するために、前年度に実施したニーズ調査等に基づき、地域人材教育開発機構（大学図書館・学習支援部門）と連携を図り、情報リテラシー教育の講習会を計画・実施し、その結果について検証する。【61】
- ・ 電子媒体の教材資料の計画的な整備に向けて、前年度試行的に導入した電子ブックについて、情報科学基礎等の授業や情報検索講習会での利用講習など普及活用のための取組を行う。【62】
- ・ 機関リポジトリについて、新システムでの登録公開体制を確立する。また登録コンテンツの効果的な収集方法についても検討する。【63】

### (3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

#### ① 教育・研究

1 三重県全体の医療水準の維持・向上を図るため、三重大学が展開する魅力ある卒前教育プログラム及び三重大学医学部附属病院の充実した卒後研修プログラムに対する理解を深め、地域卒学生をはじめとした三重大学医学部生等に対して三重大学プログラムへの登録を促し、初期研修医のマッチング率80%以上を達成する。また、平成29年度からの新たな専門医制度導入に向けて、三重県や学内外の関係機関と協力して教育支援体制を構築する。【42】

- ・ 初期臨床研修において、初期臨床研修医が主体的に経験を積み実践的な能力を習得できるよう、研修制度の見直しを行う。【64】

2 三重大学発の独創的な研究成果の創出に向けて、三重大学医学部附属病院所属の研究者が筆頭著者として英語論文を年間平均110編以上を発表する。また、地域圏統合型医療情報データベースの構築など研究推進体制を充実させ、新たな医療技術等の研究開発に取り組む。【43】

- ・ 研究推進体制の充実に向けて、三重県が進める地域圏統合型医療情報DB（Mie-LIP DB）の構築事業等を促進するとともに、バイオバンクに関する基盤整備を進める。また、研究者の研究倫理の維持・向上に向けて、教育研修に取り組むとともに、研究支援人材の育成に努め、英語論文を110編以上発表する。【65】

#### ② 地域医療・病院運営

1 三重県各医療圏の特性や医療ニーズを踏まえ、高度急性期病院としての医療提供体制を充実するため、新たな診療科・診療部門の整備に取り組む。また、高度生殖医療や救急医療体制等の機能向上に取り組み、救命救急センターの年間受入患者数は平成26年度比20%増加を達成する。【44】

- ・ 高度急性期病院として、新たな診療科・診療部門の運用体制について整備を進める。また、救命救急・総合集中治療センターの受入体制を強化するため、引き続き整備を行うとともに、既存の診療部門並びに地域連携部門の強化を図り、機能を向上させる。そのほか、大規模地震災害等に備え、災害時における医療体制の充実に取り組む。【66】
- ・ 高度急性期病院として、安全で高品質な医療を提供するため、医療安全管理及び感染対策の強化に

向け、規程や組織の整備に取り組む。さらに、特定機能病院の医療安全に係る要件を満たすべく改善を進め、現場における医療安全の推進に係る取組の実施状況のモニタリングにも取り組む。【67】

2 安定的な高度先進医療の提供に向けて、病院職員を対象とした教育研修を年間10回以上開催するほか、病院長のリーダーシップの下、看護職員の600人体制達成に向けた施策を推進する。また、機動的な病院運営を推進するため、病院長を中心とした病院執行部によって、経営状況の恒常的な分析に基づく経営改善に取り組む。【45】

- ・ 病院機能の向上を図るため、前年度に引き続き、病院機能向上・教育委員会が企画する研修会等を年間10回以上実施する。加えて、医療法改正に伴う特定機能病院の承認要件の変更を踏まえた研修会を実施する。【68】
- ・ 看護職員の600人体制達成に向けて、病院主催のインターンシップや就職説明会を実施するとともに、看護学科と連携した行事を実施する。【69】
- ・ 効率的かつ安定的な病院運営に向けて、病院長及び各副病院長は、マネジメント会議を定期的に実施し、経営方針を決定するとともに、各診療科、診療部門等との経営懇談会を開催する。【70】

#### (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

##### ① 学部との連携

1 教育実験校・教育実施校としての機能充実のため、毎年、教育学部と延べ15講座以上の連携授業を実施するとともに、学部や附属学校園の研究の課題や計画に沿った研究プロジェクトを推進し、その成果を「学部・附属学校連携推進協議会」を通じフィードバックすることにより、学部との連携を強化する。【46】

- ・ 「学部・附属学校連携授業委員会」での検討をもとに、学部教員と連携しつつ、多彩な連携授業(年間延べ15講座以上)を計画し実施する。【71】
- ・ 「教育の諸問題の解決」や「新たな教育の探求」を行うため、学部教員等と連携し、ICT機器等を活用した研究プロジェクトの導入を推進する。【72】

2 教員養成カリキュラムに対応する教育実習・教育実地研究の場として、学部と連携し機能充実を図るために、教職支援センターとの連携を充実させる等、教育実習あるいは介護等体験などで受け入れた学生が、さらに附属学校と継続的に関わることのできるシステムを強化する。【47】

- ・ 教育実地研究の場としての附属学校の機能充実を図るため、教育実習がより効果的に行えるよう教職支援センターとの連携を強化する。【73】
- ・ 教育実習あるいは介護等体験などで受け入れた学生の継続的な支援体制を充実させる。【74】

3 「連続性・系統性のある学習の保障」と「生きる力を持った子どもの育成」を目標とする附属四校園の一貫教育について、学部と連携し、各教科等における幼小中の一貫教育カリキュラムを開発するため、かかる全体会議(学部教員も含む)を年2回以上実施するとともに小委員会を年3回以上開催する。【48】

- ・ 「一貫教育カリキュラム」の開発を効果的に進めるため、各校園の主幹クラスで構成するコーディネーター会議のもとに「一貫教育推進部会(全体会議2回以上・小委員会3回以上)」を開催して附属四校園の一貫教育を推進する。【75】

## (2) 運営の効率化・情報公開)

1 多様な子どもへの対応を中心とした教育研究成果を地域に還元するため、一貫的な教育を実現できるよう附属学校園全体の教育研究組織を充実し、ウェブや電子メディアの効果的な利用などにより広報活動・情報公開を促進するとともに、三重県採用教員の初任者研修会の開催継続や公立学校等の要請に応じた講師派遣や相談支援を実施するなど、教育研究及びそれに基づく研修・相談について、附属四校園が地域におけるセンター的役割を果たす。【49】

- ・ 一貫教育の実施に適した教育研究組織の充実に向け、昨年度の検討結果を踏まえて小委員会の再編成等に取り組み、多様な子どもへの対応を中心とした地域還元を促進する。【76】
- ・ 三重県や市町教育委員会の要請による各種研修会の開催支援や講師派遣、相談支援を継続するとともに、地域の子育て支援の充実に向けて未就園児保育に取り組む等、附属四校園が地域におけるセンター的役割を担う。【77】

2 附属学校園の運営の効率化を促進するため、教育委員会との連携のもと効果的かつ適切な人事交流を進め、教育及び学校運営に関わる現代的諸課題に対応できる人材を確保するとともに、校務や委員会等の整備・効率化を推進する。【50】

- ・ 三重県や市町教育委員会との連携を深め、効果的かつ適切な人事交流を行うことにより、学校運営に関わる現代的諸課題に対応できる人材の確保を進める。【78】
- ・ 附属学校園の校務や各種委員会等の見直しを継続し、整備・効率化を推進する。【79】

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

#### (1) 機動的・戦略的運営)

1 学長のリーダーシップの下、自主・自律的な業務の運営と改善体制を充実するため、各部局と本部組織とのそれぞれの果たす役割を明確にし、一体的かつ機能的な運営体制の構築を図るとともに、I R体制の整備や戦略的な経費配分等により、学長のガバナンス体制を強化する。【51】

- ・ 各部局と本部組織との一体的かつ機能的な運営体制の構築に向けて、大学運営に係る情報の大学構成員への周知体制や全学委員会の運営状況の報告体制等を構築する。【80】
- ・ 大学運営における意思決定を支援するため、学内の課題を全学的に共有する仕組みを構築するなど、I R体制の充実に向けて取り組む。【81】

2 地域社会のニーズを的確に把握し、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、経営協議会の運用の工夫改善や学外有識者を含む連携協議会等の活用により、様々な学外者の意見を法人運営に反映させる。【52】

- ・ 地域社会のニーズを的確に把握するため、経営協議会の運営の工夫改善策や学外有識者を含む連携協議会の活用策等について見直しを行う。【82】
- ・ 自治体や業界団体、企業等との連携協議会や意見交換会等により、様々な学外者の意見を把握し、法人運営に積極的に活用する。【83】

3 国の制度改正（監事機能の強化）を踏まえ、監事機能が適切に発揮されるようにするため、監事監査等の内部チェック体制の見直しを図るとともに、戦略的な組織編成や人員配置などによりそのサポート体制を強化する。また、監事の指摘事項等を学内構成員へ周知するとともに、監査結果を法人運営に反映させる。【53】

- ・ 監事監査、各種内部監査の結果を踏まえ、改善策を検討し、実施する。【84】
- ・ 監事のサポート体制の強化に向けて、他大学の状況も踏まえながら、課題を取りまとめる。【85】
- ・ 監事監査等の結果を役員会等で周知し、その改善策について年度末までに検討結果を報告する。【86】

## ② 教職員人事

1 教育職員人事において、多様で優れた教員組織を編成するため、優秀な若手教員、外国人教員を積極的に登用し、若手教員においては比率20%以上、外国人教員においては比率4%以上を達成する。【54】

- ・ 優秀な若手教員や外国人教員の雇用状況の把握を引き続き行い、昨年度の効果を踏まえて現行の教員採用計画や外国人教員増加策の見直しと新たな増加方策について検討する。【87】

2 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用計画に基づいて積極的に登用し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる若手教員の雇用率を16.5%となるよう促進する。（戦略性が高く意欲的な計画）【55】

- ・ 承継内の若手教員の増加に向けて、雇用状況を把握し、補助金や学長裁量による取組を推進する。【88】

3 教員の更なる意欲向上と能力発揮に資するため、年俸制の推進やクロスアポイントメント制度の導入等弾力的な給与制度による教員採用を推進し、年俸制教員においては承継内の10%を継続的に確保するとともに、テニユアトラック制度を更に推進し、教育研究を活性化させる。また、これまで構築してきた教育職員の業績評価体制を検証し、改善する。【56】

- ・ 教員の流動性向上に向けて、テニユアトラック制度、年俸制、クロスアポイントメント制度について取組状況を把握し、各制度を活用した教員の雇用を推進する。【89】
- ・ 第2期における大学教員の諸活動の評価に係る検証結果に基づき、教員個人評価の改善に取り組む。【90】

4 実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を、第3期中期目標期間末までには、教員養成分野の全教員の20%を確保する。【57】

- ・ 学校現場で指導経験のある大学教員の20%確保に向けて今後の人事計画案の見直しを行う。【91】
- ・ 学校現場で指導経験のない大学教員に対し、学校現場との連携活動を増強して、附属学校園・協力校等で授業を行う機会を増やす。【92】



5 学長、理事等を支援する専門職能集団の更なる育成と強化のため、学内の幹部職員及び幹部候補職員を対象としたマネジメント研修等を実施する。また、職員の経営・管理・業務等に関する能力開発に資するため、eラーニングシステムを利用した研修等について検討を行い、必要な研修を実施する。【58】

- ・ 一般職員の専門性や職務遂行能力の向上のため、職員人事シート等による職員の現有能力の把握やeラーニングシステムの活用により研修の充実を図るとともに、受講率及び研修の効果を測定する。【93】
- ・ 幹部職員の育成と強化のため、幹部職員を対象とした能力開発研修を実施するとともに、受講率及び研修の効果を測定する。【94】

6 男女共同参画をさらに強化するため、優秀な女性を積極的に登用することにより、女性教員比率18%以上、事務系職員の指導的地位に占める女性比率20%以上を達成する。また、本学及び三重地域の男女共同参画をさらに推進するため、三重県知事表彰「男女がいきいきと働いている企業グッドプラクティス賞」を受賞(平成25年度)した実績を基に、男女共同参画フォーラム等の意識啓発事業を三重県と共催で実施するなど、三重県との連携を強化する。【59】

- ・ 男女共同参画の推進等社会的要請への対応に向けて、職場環境及び問題点の調査結果等を基に、実施計画を策定する。また、男女共同参画についての理解、認識を深め、意識改革を進めるため、三重県と連携して啓発活動を推進する。【95】
- ・ 優秀な女性の登用推進に資するため、女性教員、事務系職員の指導的地位にある女性の配置状況の把握を行う。女性教員については、昨年度の実績を踏まえて、引き続き全学会議等において増加に向けた啓発を行う。また、事務系職員については、女性の幹部職員候補者に対して能力開発研修等を行う。【96】

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

### (① 教育研究組織の見直し)

1 「地域活性化の中核拠点」としての機能強化を図るため、「理工系人材育成戦略」等を踏まえ、多分野融合型研究の活性化や教員組織改革及び研究拠点の整備などを行い、本学の特色である地域イノベーション教育研究機能の更なる拡充に向けた組織改革を推進する。【60】

- ・ 「本学機能強化構想」に基づく各戦略の進捗把握を行うとともに、改組等による組織改革を推進する。【97】
- ・ 多分野融合型研究の活性化、教員組織改革、研究拠点の整備等の実施に向けて、大学改革推進戦略会議等において具体策を検討して実施する。【98】

2 三重県教育委員会等との連携・協働により、三重県における教員養成の拠点機能を果たしていくため、教育学部・教育学研究科の組織改革を推進する。特に、学部は新課程を廃止するとともに教員養成課程に特化し、第3期中(平成29年度目途)に教職大学院を設置する。【61】

- ・ 三重県の教育課題に対応できる教員の育成・研修を行うため、三重県教育委員会等と連携し教職大学院を設置する。【99】
- ・ 教育学研究科教育科学専攻の組織改革等について、WG等において検討課題を整理する。【100】

- ・ 三重県の南部地域活性化プログラムを踏まえ、南部地域推薦入試制度の実施に向けて、具体的な実施計画を作成する。【101】

3 地域の要請に基づいて創設された学部の理念をさらに発展させ、多様化する社会の課題を発見し、解決に向けて努力できる人材を育成することで、地域圏大学としての役割を果たせるよう、県をはじめとする地方公共団体、地域企業等との協議を通じて、人文学部・人文社会科学研究科の組織改革を推進する。【62】

- ・ 全学的な機能強化構想に基づき、人文学部・人文社会科学研究科修士課程において、新カリキュラムを開始する。人文社会科学研究科博士課程の平成31年度新設に向けて取り組む。【102】

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

#### (① 業務の効率化・合理化)

1 学長ガバナンスを円滑に推進するため、学長の補佐体制の強化など事務組織の戦略的な組織編成や人員配置を行うとともに、事務の業務改善活動等を通じて恒常的に業務運営の効率化・合理化を進める。【63】

- ・ 「本学機能強化構想」を戦略的に推進するため、事務組織を再編し、COC+や地域拠点サテライトを担当する新たなチームを設置する。【103】
- ・ 業務運営の効率化・合理化に向けて、「業務の総点検調査」の結果を踏まえ、業務の廃止や縮小等に取り組む。【104】

2 効率的な法人運営を行うため、第2期に引き続き、業務のアウトソーシングや他の大学との事務の共同実施（東海地区事務連携等）等を推進する。【64】

- ・ 業務のアウトソーシングの見直しに向けて、「業務の総点検調査」の結果を踏まえ、引き続き検討するとともに、他大学との事務共同（東海地区事務連携等）を推進する。【105】

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

##### (① 外部研究資金)

1 三重大大学の特色ある研究を発展させるために、研究支援専門職を活用して戦略的に外部研究資金を獲得する仕組みを構築することや、新たなリサーチセンターの制度を構築すること等により、各省庁等の大型研究費（年間1,000万円以上）の件数を、第2期の平均に比べ、第3期の平均で6%増加させる。【65】

- ・ 外部研究資金の安定的な獲得に向けて、研究支援スタッフとの連携を図るとともに、組織的な外部資金の獲得体制を充実させる。【106】

2 外部研究資金の獲得金額を増加するために、科研費の研究計画調書作成におけるアドバイザー制度の見直しや社会連携機能を強化することにより、外部研究資金の採択効率を向上させ外部研究資金の獲得金額を、第2期の平均に比べ、第3期の平均で8%増加する。【66】

- 外部研究資金の増加に向けて、部局ごとの科研費申請増加策を推進するほか、共同研究等を実施した相手先企業に対するアンケート調査を分析し、改善策の検討に活用する。【107】

## (2) 自己収入)

- 1 財政基盤の安定に資するため、企業、同窓生等への広報活動を一層強化することによる本学振興基金の増額や貸付単価の見直しによる学校財産貸付料収入の増額等により、第2期の平均自己収入額以上の自己収入額を確保するとともに、収入を伴う事業の拡大を行う。【67】

- 自己収入のさらなる確保対策として、学内資源の有効活用等による増収策を検討し、実施する。【108】
- 振興基金の受入増額を図るために受入プロジェクトを立ち上げるとともに、ホームページの改修及び、パンフレットの刷新等により積極的な広報活動を行う。【109】

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### (1) 経費の抑制)

- 1 一般管理費比率を抑制するため、施設・物品等の契約内容、形態の見直し及び施設設備の計画的な整備・運用等により、一般管理費の対業務費比率を第2期平均以下に抑制する。【68】

- 管理的業務に係る経費を抑制するため、大型の業務委託契約等について、契約方式や契約形態の検証を行う。【110】
- 管理的業務に係る経費を抑制するため、省エネルギー対策による光熱費の節減を行う。【111】

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

### (1) 資産の運用管理)

- 1 業務上の資金を有効活用するため、安全性・健全性を配慮した国債、地方債の購入や定期預金等を行い資金運用を行う。【69】

- 安全性・健全性に配慮した資金運用計画を策定し、定期預金・債券等での運用収益を確保する。【112】

- 2 附属フィールドサイエンスセンターについて、効率的・効果的な運用を行うために、講習や生涯教育等の実施を通して地域の自治体・企業等との連携を強化することにより、連携事業の件数を第2期の平均件数と比較し、20%増加させる。また、練習船について、教育設備及び教育・実習プログラムの充実を通して教育関係共同利用拠点機能を強化することにより、他大学等との共同利用を拡大する。【70】

- 地域の自治体や企業等との連携事業の件数の増加に向けて、地元企業と連携したプロジェクトの実施や生涯教育講座の開催、並びに地元学校園が行う体験学習のサポートを行うなど、地域との連携を強化する。また、練習船の教育関係共同利用拠点の認定継続に伴う大学間共同利用の更なる推進に向けて取り組む。【113】

#### IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

###### (① 大学評価の充実)

1 更なる大学改善を推進するため、これまで取り組んできたデータベースの整備や、法人評価・認証評価等の組織評価への効率的対応を踏まえ、全学及び各部局の自己点検・評価を引き続き実施し、その結果を学内委員会やウェブサイトでの公表を通じて教育研究活動にフィードバックする。【71】

- ・平成28年度の年度計画の実績を対象とした自己点検・評価を行う。【114】
- ・第2期中期目標期間及び平成28年度の業務の実績に関する評価結果について、学内委員会やウェブサイトで公表する。【115】

##### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

###### (① 情報公開や情報発信等の推進)

1 社会への説明責任を果たすため、第2期に引き続き、教育、研究、社会貢献等の諸活動の状況を大学ポータル、報告書、ホームページ等の適切な媒体により迅速に情報を発信するとともに、英語版ホームページの更新や広報研修会の参加等を通して情報発信の方法について見直しを行う。【72】

- ・より広く大学の諸活動の情報発信を行うため、広報戦略会議で策定された広報活動計画に基づき、日本語版及び英語版ホームページを充実させて迅速な情報発信を行う。【116】

2 すべての構成員が強み・特色を含めた本学のイメージを共有・発信するため、教職員や学生との連携強化による新たな広報システムを平成30年度までに構築し、学生視線での本学の特色ある研究や取組、学生生活等の紹介を行うとともに、構成員の意識を向上させるための仕組みを作り、実践する。【73】

- ・教職員及び学生が連携して大学の情報を共有し情報発信していくために、広報委員会に学生を参加させる体制を整えていくにあたって、学生による広報活動を行う委員会を立ち上げ、活動拠点の整備を行う。【117】

#### V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

###### (① キャンパス環境)

1 大学の特色である三翠を生かすために、学生・教職員・地域との連携による3R活動、緑化整備などのサステイナブルキャンパス（環境負荷低減に資する大学の取組等）活動を年10回以上行い環境意識の高い学生・社会人を育成することにより、地域社会への社会的責任（USR：University Social Responsibility）を果たす。【74】

- ・サステイナブルキャンパス活動として、キャンパス内での3R活動、地域との協働による環境活動を10回以上実施する。【118】
- ・大学の社会的責任を果たすため、平成28年度に認証されたISO14001-2015年版の規格に基づき環境活動を継続する。【119】
- ・環境意識の高い人材を育成するための環境関連資格プログラム（科学的地域環境人材育成）の体制

を整備するとともにプログラムを実施する。【120】

2 環境に配慮したキャンパスを目指すために、平成24年度より実施している学生・教職員による環境活動にインセンティブを付与するMIEUポイントと平成23年度より実施している施設の運用改善であるスマートキャンパス事業などの省エネ活動を継続し、第3期中期目標期間中においてエネルギー使用量を6%削減する。(平成27年度比、原単位) (戦略性が高く意欲的な計画) 【75】

- ・ 第3期中期目標期間中にエネルギー使用量を6%削減(原単位)するために、独自の取組である、MIEUポイント、スマートキャンパス事業を推進する。また、その結果を展示会やシンポジウム等で公表することにより社会へ還元する。【121】

3 地域社会等に関わられたグローバルキャンパス整備を推進するために、国の財政措置の状況を踏まえ、キャンパスマスタープラン等に基づき人と自然との調和・共生に配慮した優しいキャンパス整備を毎年度実施する。【76】

- ・ キャンパスマスタープランに基づき、病院外構整備等を行うとともに、登録有形文化財の活用を行う。【122】

## (2) 施設マネジメント

1 大学の教育・研究等の活動に必要な施設・設備等の整備・充実を図るとともに安心・安全なキャンパス整備を推進するために、学長のリーダーシップのもと施設整備委員会にて戦略的な施設マネジメントを推進する。特に、学長裁量スペースの効果的運用、スペースチャージの徴収を継続して行い、施設の利用状況調査、施設及び設備の老朽度、安全性の点検調査をそれぞれ毎年度実施する。【77】

- ・ 教育研究に必要なスペースマネジメントを推進するため、施設の利用状況調査等を実施する。【123】
- ・ 施設及び設備の老朽度・安全性の点検調査を実施する。【124】
- ・ キャンパス整備を推進するため、多様な資金等による新たな整備手法を導入し省エネ機器へ更新する。【125】

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### (1) 安全・危機管理)

1 地震・津波等の自然災害への対応能力を向上させるため、三重大学危機管理マニュアル及びBCPに基づく防災訓練(図上・実働)を年2~3回実施し、マニュアル及びBCPの実効性を検証するとともに、定期的な防災研修、及びオリエンテーション、eラーニングの活用、あらゆる機会をとらえた啓発活動並びに本学ウェブサイトへの掲載等により、全学生・教職員対象の地震・津波避難訓練の参加率について、毎年10%の上積みにより平成30年度までに40%、平成33年度までに70%をそれぞれ達成する。また、事前の復興対策を整備するため、復旧・復興マニュアルを策定し、緊急事態発生時の初動段階から応急段階、復旧・復興段階までの実施すべき対応要領等を完整させる。【78】

- ・ 三重大学危機管理マニュアル及びBCP(業務継続計画)に基づく防災訓練を年2~3回実施する。特に、災害初期における対策本部の活動について、優先順位の決定要領等に基づき訓練する。【126】

- ・ 三重大学危機管理マニュアル及びBCP（業務継続計画）の実効性の検証結果を踏まえ、不足が判明した防災備蓄品の段階的な整備などに取り組む。【127】
- ・ 訓練参加率の向上と防災意識の醸成のため、防災研修やオリエンテーションを通じて啓発活動を行う。さらに、eラーニングを活用した防災の啓発教育・活動を行う仕組みを検討する。【128】
- ・ 復旧・復興マニュアル策定WGにおいて検討を進め、三重大学復旧・復興マニュアルを策定する。【129】

2 事故等の危機発生を未然に防止するため、危機管理委員会を年1回以上開催し、危機管理規程及び危機管理基本マニュアルに基づき、対応マニュアル等の点検整備や危機回避策の検討を行うと同時に、役職員、学生への教育訓練を毎年実施する。【79】

- ・ 危機管理委員会を年1回以上開催し、各分野におけるリスク（コンプライアンスは除く）の洗い出しと評価、および役職員・学生への必要な教育訓練が実施されているかを点検し、指導するとともに、対応マニュアルの整備や危機管理基本マニュアルの点検・見直しを行う。【130】

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

#### ① 法令遵守等

1 公正な研究活動の発展と推進及び研究費の適正な使用の推進のために、公正研究推進室において、研究の質の保証、研究費の不正使用の防止、研究倫理教育等に関する具体的措置（学部初年次からの研究倫理教育の実施、大学院での「研究倫理」の授業の開設等）の企画・管理を行い、不正防止を徹底するための講義形式やeラーニング等による研修等を毎年度実施する。【80】

- ・ 公正な研究活動を推進するため、教職員を対象とした研究倫理教育に関する研修会及びeラーニングを継続する。【131】
- ・ 公的研究費の不正使用防止を徹底するため、不正防止計画の見直しを行い、教職員に対する啓発及びeラーニング等の研修内容の見直し・改定を行い、研修を実施する。【132】

2 学生・教職員の個人情報の流出等を防ぐため、個人情報保護に関する規程、情報セキュリティポリシー等の学内周知を徹底し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等を毎年度実施する。【81】

- ・ 保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報保護に関する意識の高揚を図るため、教職員を対象とした研修会を開催する。また、研修へ参加できない教職員を対象に、eラーニングも合わせて活用する。【133】
- ・ 全学向けの情報セキュリティ講習会を年2回以上実施するとともに、セキュリティポリシーを分かり易くまとめたネットワーク利用のガイドラインを、総合情報処理センターのホームページに掲載する。【134】

3 職員一人ひとりが法令遵守（コンプライアンス）の持つ意義を常に意識し、高い倫理観と良識のもと公正、公平かつ誠実に職務を遂行するため、コンプライアンス推進体制の機能を強化し、コンプライアンスに関する研修・啓発活動を行うとともに内部通報・外部通報体制等を充実させる。【82】

- ・ コンプライアンス推進体制の機能強化に向けて、平成29年度コンプライアンス実施計画に基づき、学内諸規則の遵守等について、全学的な周知機会の拡充等を行う。【135】

- ・ コンプライアンス関連委員会に対し、コンプライアンス意識の継続的な醸成（教育・研修機会等の有用性）を促し、不祥事案等の兆候（リスク）の把握を行う。また、他大学等におけるコンプライアンス体制等に関する実情調査を行う。【136】
- ・ 現在の内部通報・外部通報窓口に公益通報窓口としての機能を追加するなど、内部通報・外部通報体制等の充実案について、コンプライアンス担当を中心に作成する。【137】

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### ○ 短期借入金の限度額

#### 1 短期借入金の限度額

2, 9 0 6, 8 1 7 千円

#### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### 1 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 計画はない

### 2 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

## IX 剰余金の使途

- ・ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
(医病)基幹・環境整備	総額 6 6 3	施設整備費補助金（2 2 8）
(上浜)基幹・環境整備		長期借入金（4 0 1）
小規模改修		(独)大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金 (3 4)

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。また、事業の進展等により所要額が変動する場合がある。

(注2) 小規模改修について平成29年度は平成28年度同額として試算している。

### 2 人事に関する計画

- ・ 若手教員や外国人教員の雇用状況等の把握を行い、現行の採用計画や外国人教員増加策の見直しと新たな方策について検討する。特に、若手教員については、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる若手教員の雇用を促進する方策を検討する。
- ・ テニユアトラック制度、年俸制、クロスアポイントメント制度の取組状況の把握を行い、各制度を活用した教員の雇用を推進する。
- ・ 学校現場で指導経験のある大学教員の確保に向けて、学校現場で指導経験のある教員の在職状況の把握を行う。
- ・ 附属学校園・協力校等で授業を行う教員を増やすため、学外の連携活動を強化する。
- ・ eラーニングシステムを利用した一般職員研修を実施する。
- ・ 幹部職員の育成と強化を図るため、幹部職員を対象とした能力開発研修を実施する。
- ・ 職員に提出させる人事シート等により職員の現有能力を把握する。
- ・ 男女共同参画について、現在の職場環境及び問題点を調査するとともに、三重県と連携して啓発活動を推進する。
- ・ 女性教員、事務系職員の指導的地位にある女性の配置状況を把握し、全学会議等において増加に向けた啓発を行う。

(参考1) 29年度の常勤職員数 1, 335人  
また、任期付き職員数の見込みを314人とする。

(参考2) 29年度の人件費総額見込み 19, 509百万円（退職手当は除く。）



(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 29 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	12,026
施設整備費補助金	228
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	803
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	34
自己収入	27,406
授業料、入学金及び検定料収入	4,193
附属病院収入	22,532
財産処分収入	0
雑収入	681
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3,359
引当金取崩	0
長期借入金収入	401
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
出資金	0
計	44,257
支出	
業務費	36,954
教育研究経費	14,525
診療経費	22,429
施設整備費	663
船舶建造費	0
補助金等	803
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3,359
貸付金	0
長期借入金償還金	2,478
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	44,257

(注) ※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額 2,695 百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 664 百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 19,509 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

平成 29 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	43,551
業務費	38,978
教育研究経費	3,324
診療経費	13,071
受託研究費等	2,163
役員人件費	113
教員人件費	10,496
職員人件費	9,811
一般管理費	1,157
財務費用	343
雑損	0
減価償却費	3,073
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	43,881
運営費交付金収益	12,016
授業料収益	3,468
入学金収益	543
検定料収益	137
附属病院収益	22,532
受託研究等収益	2,163
補助金等収益	359
寄附金収益	1,139
施設費収益	13
財務収益	1
雑益	681
資産見返運営費交付金等戻入	296
資産見返補助金等戻入	397
資産見返寄附金戻入	133
資産見返物品受贈額戻入	3
臨時利益	0
純利益	330
目的積立金取崩益	0
総利益	330

※損益不均衡理由

(附属病院関係)

附属病院に関する借入元金償還額と減価償却費の差額 456 百万円

自己収入を財源とした固定資産の取得額と減価償却費の差額 △126 百万円

計 330 百万円

3. 資金計画

平成 29 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	47,896
業務活動による支出	39,797
投資活動による支出	1,982
財務活動による支出	2,478
翌年度への繰越金	3,639
資金収入	47,896
業務活動による収入	43,594
運営費交付金による収入	12,026
授業料、入学金及び検定料による収入	4,193
附属病院収入	22,532
受託研究等収入	2,163
補助金等収入	803
寄附金収入	1,196
その他の収入	681
投資活動による収入	262
施設費による収入	262
その他の収入	0
財務活動による収入	401
前年度よりの繰越金	3,639

別表 学生収容定員(学部の学科、研究科の専攻等)

人文学部 教育学部 医学部 工学部 生物資源学部	文化学科	412人	
	法律経済学科	688人	
	学校教育教員養成課程	760人	(うち教員養成に係る分野 760人)
	人間発達科学課程(H28 募集停止)	40人	
	医学科	750人	(うち医師養成に係る分野 750人)
	看護学科	340人	(うち看護師養成に係る分野 340人)
	機械工学科	340人	
	電気電子工学科	340人	
	分子素材工学科	400人	
	建築学科	180人	
	情報工学科	240人	
	物理工学科	160人	
	資源循環学科	270人	
	共生環境学科	295人	
生物圏生命科学科(H29 募集停止)	295人		
生物圏生命化学科	80人		
海洋生物資源学科	40人		
学科共通	20人		
人文社会科学研究科	地域文化論専攻	16人	(うち修士課程 16人)
	社会科学専攻	14人	(うち修士課程 14人)
教育学研究科	教育科学専攻	68人	(うち修士課程 68人)
	教職実践高度化専攻	14人	(うち専門職学位課程 14人)
医学系研究科	医科学専攻	27人	(うち修士課程 27人)
	看護学専攻	28人	(うち博士前期課程 22人) (うち博士後期課程 6人)
	生命医科学専攻	180人	(うち博士課程 180人)
工学研究科	機械工学専攻	100人	(うち博士前期課程 100人)
	電気電子工学専攻	90人	(うち博士前期課程 90人)
	分子素材工学専攻	110人	(うち博士前期課程 110人)
	建築学専攻	40人	(うち博士前期課程 40人)
	情報工学専攻	56人	(うち博士前期課程 56人)
	物理工学専攻	36人	(うち博士前期課程 36人)
	材料科学専攻	18人	(うち博士後期課程 18人)
	システム工学専攻	30人	(うち博士後期課程 30人)
生物資源学研究科	資源循環学専攻	58人	(うち博士前期課程 46人) (うち博士後期課程 12人)
	共生環境学専攻	64人	(うち博士前期課程 52人) (うち博士後期課程 12人)
	生物圏生命科学専攻	90人	(うち博士前期課程 78人) (うち博士後期課程 12人)
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	40人	(うち博士前期課程 25人) (うち博士後期課程 15人)
附属幼稚園	140人	学級数	5
附属小学校	630人	学級数	18
附属中学校	480人	学級数	12
附属特別支援学校	60人	学級数	9